

「スマート生産方式 SOP 作成研究」

公募課題審査実施要領

第1 趣旨

「スマート生産方式 SOP 作成研究」の委託予定先の選定は、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会設置要領（令和6年12月11日付け6農会第699号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）及び本要領に定めるところにより実施する。

第2 研究課題審査委員会の設置

- 1 「スマート生産方式 SOP 作成研究」の委託予定先の選定に係る審査を実施するため、研究課題審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、第3の2により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が委託する外部の機関が、審査委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び農林水産省担当課により構成するものとする。外部専門家は、次の条件をいずれも満たすものとする。
 - （1）設置要領第2により農林水産省に設置される運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - （2）審査対象の分野について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - （3）農研機構に属さない者であること。
 - （4）その氏名、所属等の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、研究課題提案者と利害関係を有する委員は、当該利害関係を有する者が提案した研究課題の審査には参加できないものとする。利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
 - （1）当該提案書の研究課題担当者となっている場合。
 - （2）当該提案書の研究課題担当者と同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において、同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - （3）当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。
 - （4）当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
 - （5）当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - （6）当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - （7）その他、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長（以下「理事長」という。）が事業実施主体として公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。
- 4 審査対象となる研究課題提案者と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず第3の2により農研機構が委託する外部の機関にその旨を申し出るものとする。
- 5 委員は、審査により知り得た情報について、理事長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法

- 1 農研機構及び農林水産省担当課は、応募のあった提案書について、別表の項目のうち必須項目に適合しているか、及び書類の不備がないか等の確認を行う。
- 2 審査は、書類審査により行い、必要に応じて委員による審査会を開催するものとする。ただし、審査に係る業務については、外部の機関（以下「審査業務実施機関」という。）に委託するものとする。
- 3 各提案書の採点は、次により行うものとする。
 - ① 各委員は、別表の項目のうち審査項目について、提案書ごとに採点を行う。
 - ② 農林水産省担当課は、別表の項目のうち加点項目についても、提案書ごとに採点を行う。
 - ③ 審査業務実施機関は、①により採点された各委員の審査合計点のうち最高点及び最低点を除く点数の平均点と②により採点された点数の合計点を提案書の評点とする。
- 4 審査業務実施機関は、書類審査の結果、特定の委員の審査結果が他の委員の審査結果と大きく異なる場合、当該審査を行った委員からその審査の理由を確認し、理事長が妥当な理由がないと判断した場合は、審査結果を見直させることができる。
- 5 審査業務実施機関は、3の評点について整理し、理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、前項の報告の内容を運営管理委員会に文書で報告するものとする。

第4 委託予定先への通知及び公表

農研機構は、設置要領第3の3による運営管理委員会からの通知に基づき、採択された研究課題について、その結果を提案者に通知するとともに、委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、事業実施主体である農研機構が定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する事務は、外部に委託する業務のほか農研機構が行うものとする。

(別表)

審査項目等

1 必須項目

項目	内容	適否
研究実施主体の適格性	- 研究コンソーシアムの要件に適合しているか - 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要なとなる手続・検討を進めているか	適合 条件付き適合 不適合
研究課題・内容の適格性	- 公募対象テーマに即した研究課題が設定されているか - 事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	適合 条件付き適合 不適合

2 審査項目

項目	内容	ポイント
① 研究目標の妥当性	- 生産現場の技術課題に対し、有効な水準の目標が設定されているか - 合理的な根拠に基づく実現可能な目標が設定されているか	10: 妥当 8: 概ね妥当 5: 一部見直しが必要 2: 見直しが必要 0: 妥当でない
② 技術内容及び取組内容の適格性	目標等に照らして導入技術が適切に設定されているか	10: 適切 8: 概ね適切 5: 一部見直しが必要 2: 見直しが必要 0: 適切でない
	導入技術は、産地における導入・検証に十分な機能・性能を有しているか	10: 妥当 8: 概ね妥当 5: 一部見直しが必要 2: 見直しが必要 0: 妥当でない
	取組内容(研究する項目)が具体化されているか	
	スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させるための検証内容	15: 妥当 10: 概ね妥当 5: 一部見直しが必要 3: 見直しが必要 0: 妥当でない

	技術の運用方法等を確立するための検証内容	15:妥当 10:概ね妥当 5:一部見直しが必要 3:見直しが必要 0:妥当でない
③ 研究 スケジュール の妥当性	計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されているか	10:適切 8:概ね適切 5:一部見直しが必要 2:見直しが必要 0:適切でない
④ 研究費 の妥当性	研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	10:適切 8:概ね適切 5:一部見直しが必要 2:見直しが必要 0:適切でない
⑤ 情報発信	取組内容や成果に係る情報発信等を積極的に行う計画となっているか	10:妥当 8:概ね妥当 5:一部見直しが必要 2:見直しが必要 0:妥当でない

3 加点項目

項目	内容	ポイント
他施策との 連携等	食品等事業者(注1)と連携した取組の場合	2
	スマート農業技術活用促進法第7条第5項に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は認定を受けることが確実な者が研究コンソーシアムに参画する場合	2
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第 37 号)に基づき、計画認定を受けている者が研究コンソーシアムに参画する場合	2
	農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第1項に基づく、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進する計画のうち、「将来像が明確化された地域計画」(注2)の区域内において研究を行う場合	2
	フラッグシップ輸出産地として認定された地域において研究を行う場合	2

(注1) 農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者を指します。

(注2) 以下の(1)及び(2)の要件を満たす地域計画を指します。

(1) 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

ア 目標集積率が、「現状の集積率」(以下「現状集積率」という。)を下回らないこと。

イ 目標集積率が 8 割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

(ア) 現状集積率が 5 割未満の場合にあっては、6 割以上であること。

(イ) 現状集積率が 5 割以上 6 割未満の場合にあっては、現状集積率から 10 ポイント以上増加するものであること。

(ウ) 現状集積率が 6 割以上の場合にあっては、6 割以上であること。

(2) 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10 年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1 割未満であること。

イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2 割未満であること。